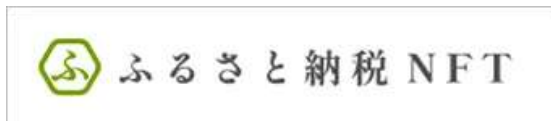
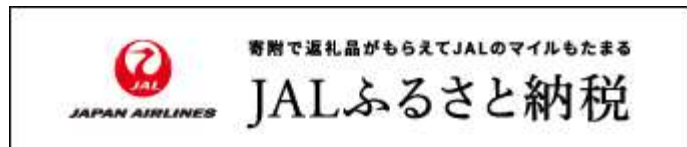
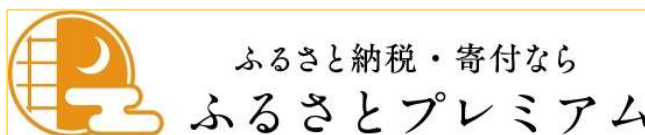
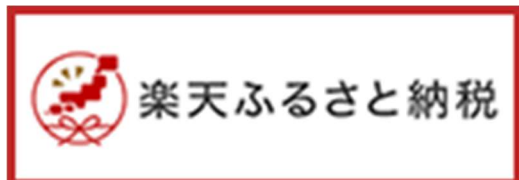


事業者様用

守谷市ふるさとづくり寄附
返礼品協力事業者の登録等に関する説明書



目次

1. ふるさと納税とは	4
2. 返礼品協力事業者登録メリット・デメリット	4
3. 返礼品	4
4. 全体の流れ	5
配送型返礼品について	5
チョイス P a y について	8

【添付資料】

- ・登録申込時チェックリスト
- ・守谷市ふるさとづくり寄附返礼品協力事業者の登録等に関する要綱
- ・各種申込書
- ・平成31年4月1日総務省告示第179号 第5条
- ・【参考】共通返礼品を取り扱う場合の提出物確認フロー

守谷市ふるさと納税寄附サイト



守谷市特設サイト



楽天ふるさと納税



ふるなび



ふるさとチョイス



au PAY ふるさと納税



ふるさとプレミアム



マイナビふるさと納税



セゾンのふるさと納税



ANAのふるさと納税



JAL ふるさと納税



JRE MALL ふるさと納税



さとふる



ふるさと納税 NFT



d ショッピングふるさと百選



まいふる (イオン)



チョイスPay
(ふるさとチョイス内)

1. ふるさと納税とは

ふるさと納税とは、生まれた故郷や応援したい自治体に寄附をすることです。ふるさと納税後に必要な手続きを行うと、所得税の還付や住民税の控除を受けられます。

また、寄附先の自治体から返礼品をもらうことができます。ただし、制度上、寄附者が住んでいる自治体（もともと税金を納めている自治体）からは返礼品をもらうことができません。

●守谷市の実績

平成29年度	約12億	平成30年度	約12億
令和元年度	約15億	令和2年度	約25億
令和3年度	約35億	令和4年度	約55億
令和5年度	約69億		

※守谷市が寄附を多く集めるためには、より多くの返礼品を出品する必要があります。

そのため、商品や各種サービスを扱う様々な事業者様に「返礼品協力事業者」として登録していただきたいと考えております。

2. 返礼品協力事業者登録メリット・デメリット

①メリット

☆楽天などの、ふるさと納税における大手インターネットサイトで全国民に無料で商品のPRができる！

☆配送料と品代・サービス提供代は市が負担！

☆事業者様と寄附者様の間に中間事業者が入るため、消費者対応が少ない！

②デメリット

★パソコンまたはスマートフォン操作が必要

★返礼品代・サービス提供代について、1～2か月程度の立替が発生

3. 返礼品

返礼品には、配送型返礼品とチョイスPayの2種類あります。

配送型返礼品

有形物を寄附者様に配送するものであり、必ず「地場産品」でなければなりません。

◎守谷市の配送型返礼品の例

アサヒビール、明治R-1ドリンク、常陸牛、米、鞆、木製おもちゃ、マフラー、家具、コーヒードリップパック、菓子、ケーキ、家具、絵画、ヘルメット、食事券(紙) など
--

チョイスPay

寄附者様が守谷市内の店舗で使える電子ポイント（＝チョイスPay）です。

「ふるさとチョイス」サイトにのみ出品します。

寄附者様は、チョイスPayを使える店舗（＝加盟店）において飲食などを楽しみ、支払い時に寄附者様のスマートフォンと守谷市が用意するQRコードを使って決済を完了します。

◎加盟店の例 ※守谷市内でサービスを提供していなければなりません。

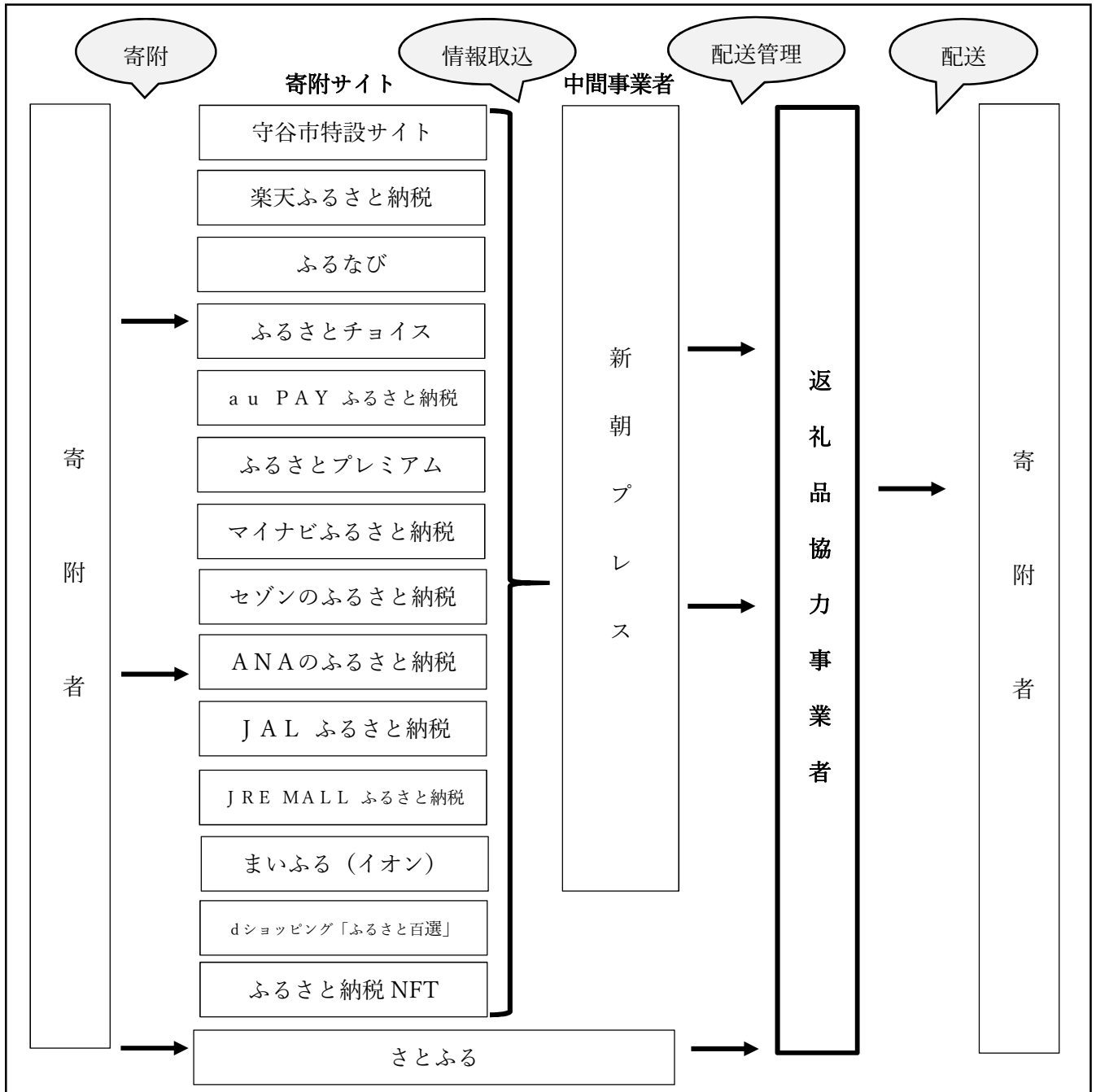
飲食店、理容室、美容室、エステサロン、料理教室、乗馬レッスン など

4. 全体の流れ

配送型返礼品とチョイスP a yそれぞれの流れを説明します。

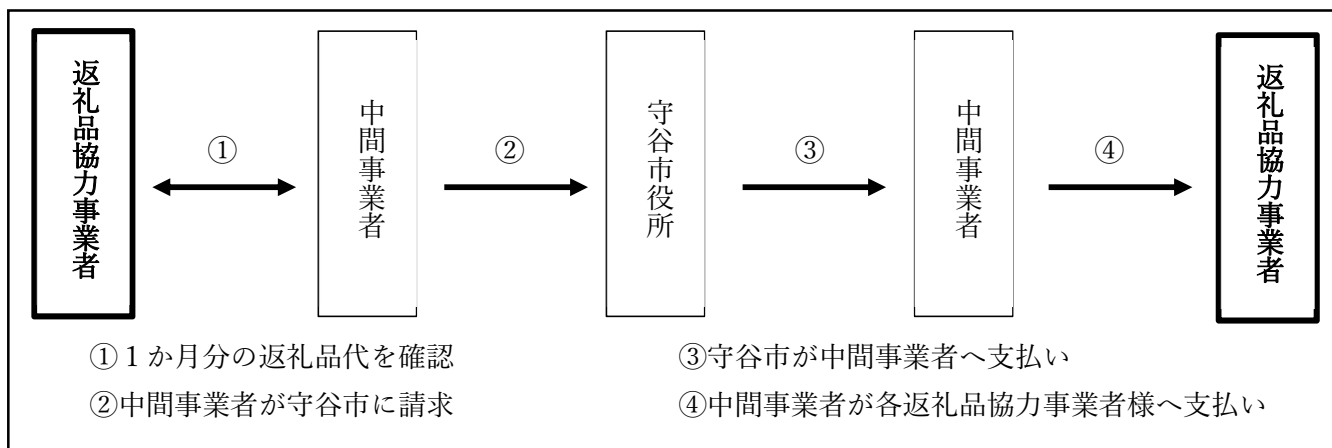
配送型返礼品について

●返礼品配送までの流れ



寄附者様が返礼品を選ぶと、当該返礼品協力事業者様に出荷依頼が入ります。配送方法の詳細は、寄附サイトや中間事業者により異なります。

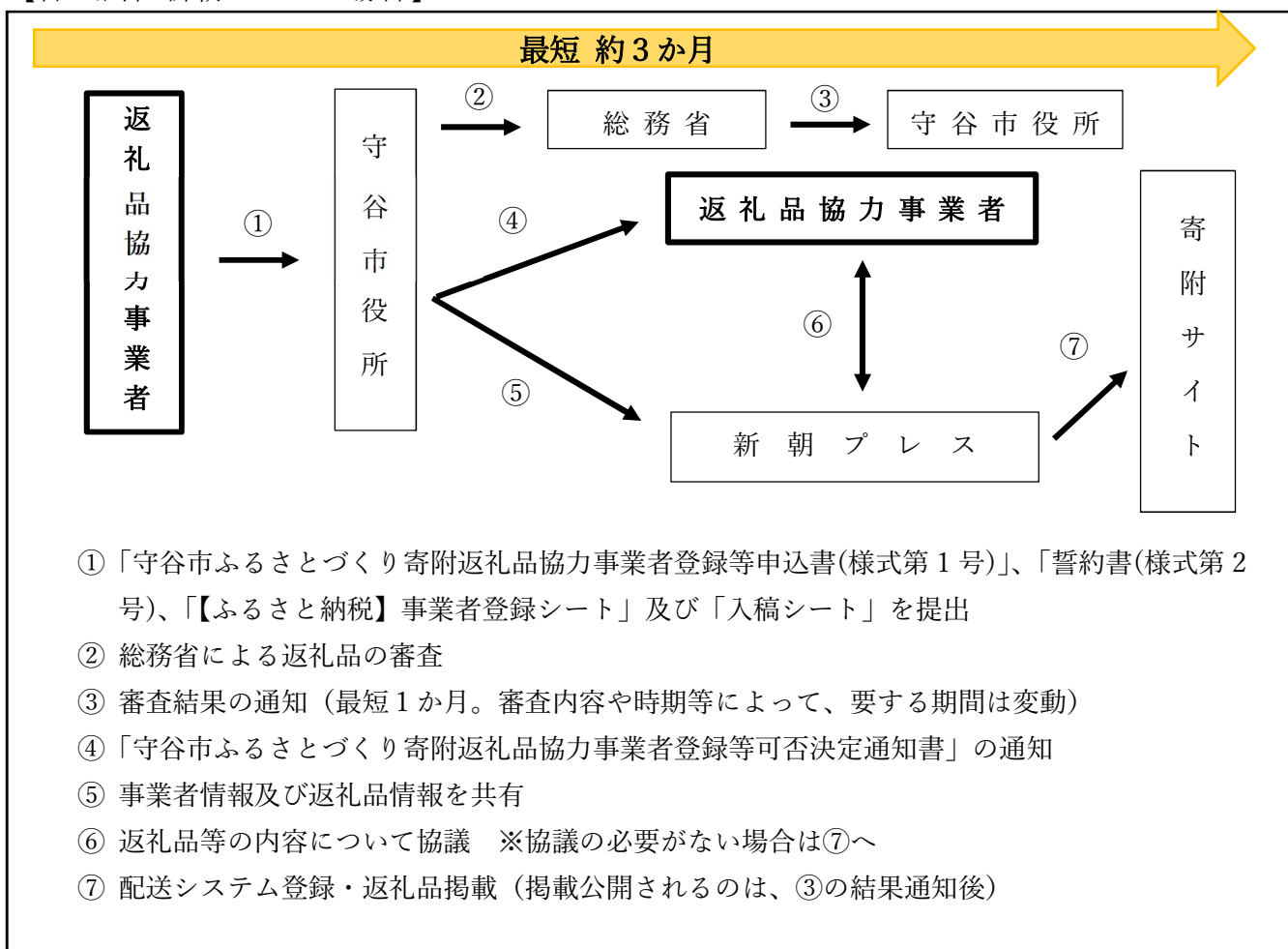
●品代の請求・入金までの流れ



1 か月分の品代を月末に締め、翌月に請求・入金となります。配送方法によっては配送料も同様となる場合があります。

●登録からサイト掲載までの流れ

【株式会社新朝プレスの場合】



株式会社新朝プレス連絡先

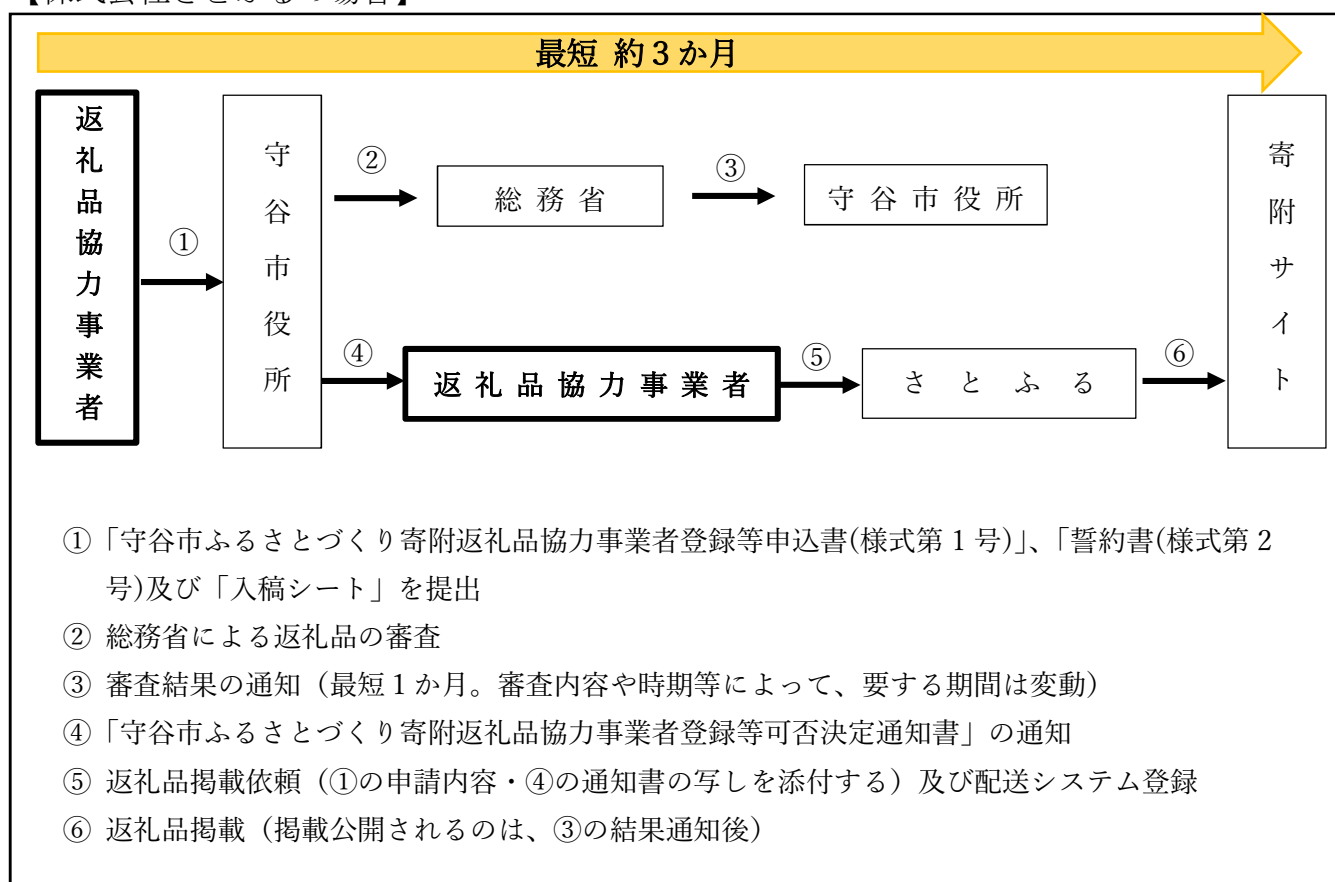
ふるさと納税チーム 守谷市担当 早岡様

TEL : 028-666-4035 携帯 : 090-1613-7776 E-mail : moriya@monmiya.co.jp

HP : <https://www.monmiya.co.jp>

業務時間 : 午前9時～午後6時 (土日・祝日除く)

【株式会社さとふるの場合】



株式会社さとふる連絡先

事業者窓口 さとふるサポートセンター

守谷市担当 日高様 (令和6年4月1日からご担当)

TEL : 03-6680-2766

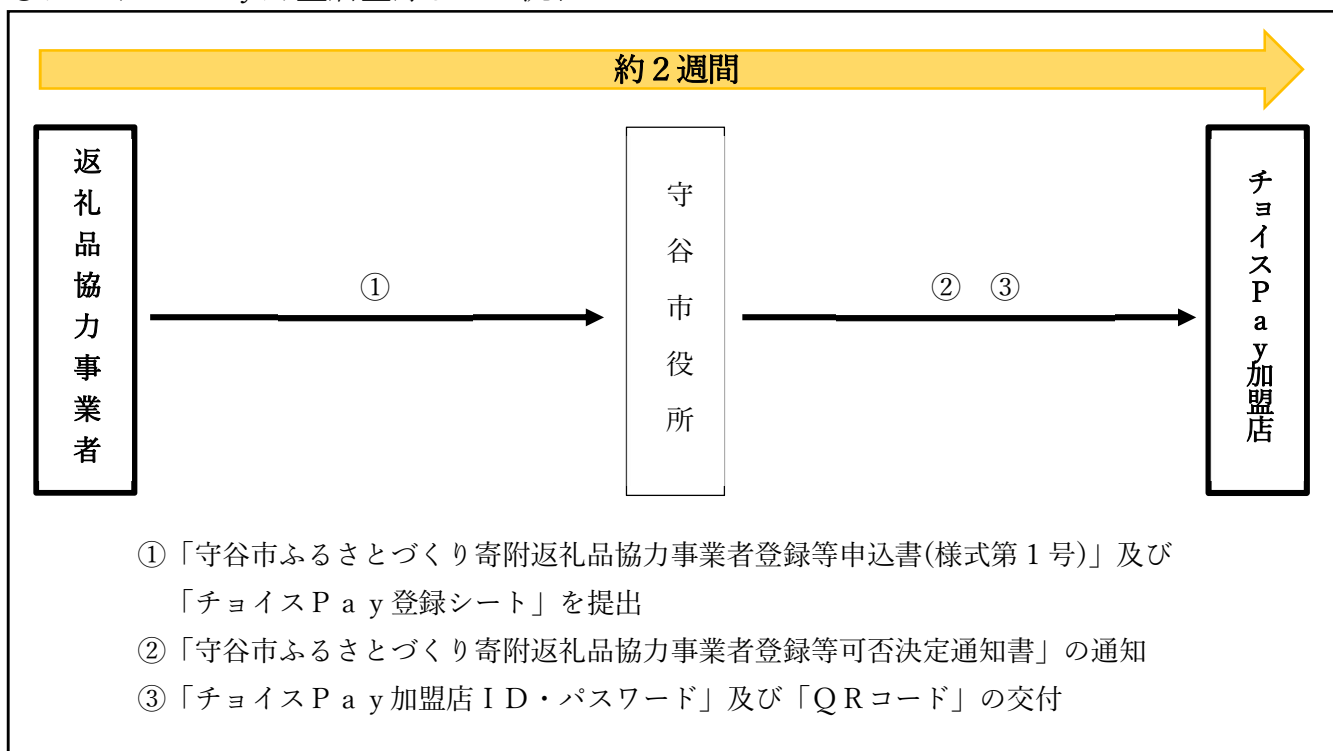
E-mail : h-hidaka@satofull.co.jp

HP : <https://www.satofull.jp/>

業務時間 : 午前10時～午後5時 (土日・祝日除く)

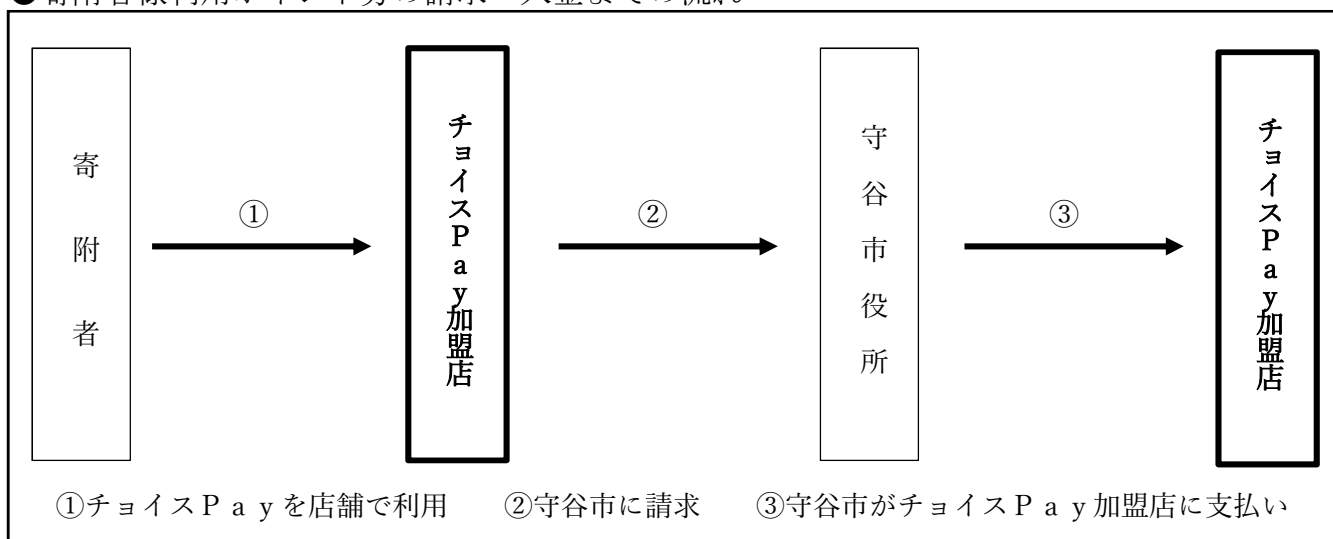
チョイスP a yについて

●チョイスP a y加盟店登録までの流れ



返礼品協力事業者＝チョイスP a y加盟店

●寄附者様利用ポイント分の請求・入金までの流れ



1 か月分の寄附者利用ポイント分を月末に締め、翌月に請求・入金となります。

登録申込提出物チェックリスト（配送型返礼品）

- ① 様式第1号 守谷市ふるさとづくり寄附返礼品協力事業者登録等申込書
- ② 別紙1 返礼品等提案一覧表
- ③ 様式第2号 誓約書
- ④ 申請者の事業概要が把握できるパンフレット等
- ⑤ 法令に適合した操業、生産、製造及び販売を行っていることを示す書類コピー
- ⑥ 返礼品の内容がわかる写真
※メール送付可：furusato@city.moriya.ibaraki.jp
- ⑦ 入稿シート
- ⑧ 【ふるさと納税】事業者登録シート
- ⑨ 守谷市税の滞納がないことを示す書類（未納がないことの証明書）

※共通返礼品を取り扱う場合は、最終ページの「【参考】共通返礼品を取り扱う場合の提出物確認フロー」をご確認ください。

守谷市ふるさとづくり 寄附返礼品協力事業者の登録等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、ふるさとづくり寄附制度を活用した守谷市及び地元特産品等の魅力発信により、守谷市への寄附を促進し、販路拡大等に伴う市内産業の振興及び地域の活性化につなげるため、守谷市への寄附者に対するお礼の品として贈呈する商品又はサービス（以下「返礼品等」という。）を提供する法人、団体又は個人事業者（以下「法人等」という。）の登録等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力事業者の登録)

第2条 守谷市への寄附者に対する返礼品等の提供を希望する法人等は、守谷市ふるさとづくり寄附返礼品等を提供する協力事業者（以下「協力事業者」という。）として、守谷市に登録しなければならない。

2 協力事業者は、次に掲げる要件を全て満たす法人等でなければならない。

- (1) 本社（本店）、支社（支店）、事業所、販売店又は工場が守谷市内にあること。ただし、特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等（平成31年総務省告示第179号。以下「総務省告示」という。）第5条第8号に規定する共通返礼品を提供する法人等についてはこの限りではない。
- (2) 法令に適合した操業、生産、製造及び販売を行っていること。
- (3) 守谷市税の滞納がないこと。
- (4) 返礼品等に関する問合せに迅速かつ適切な対応ができること。
- (5) 商品原材料、価格の表示その他の商品情報の開示の求めに迅速かつ適切な対応ができること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団又は同条第6号の暴力団員に該当しないこと。また、当該暴力団又は暴力団員の利益となる活動を行うものでないこと。

(返礼品等の要件)

第3条 返礼品等は、次に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

- (1) 守谷市の魅力を発信し、交流人口の増加や地域産業の振興につながる要素を持つ商品又はサービスであること。
- (2) 協力事業者が法令に適合した販売、生産、製造、加工、サービスの提供又は企画を自ら行っているものであり、総務省告示第5条各号のいずれかに該当するものであること。
- (3) 安定した供給が見込める品質及び数量を有するものであること。

- (4) 返礼品等が飲食物である場合は、十分かつ適切な賞味期限及び消費期限が確保されるものであること。
- (5) 返礼品等が宿泊、食事、乗車、施設利用、イベント体験その他サービスの提供である場合は、守谷市内で提供されるものであること。
- (6) 返礼品等が配送を要する場合は、宅配業者による配送が可能な商品等であること。

(協力事業者の特典)

第4条 協力事業者として登録された法人等は、次の各号に掲げる事項を行うことができる。

- (1) 守谷市が返礼品等を掲載しているふるさと納税の専門ウェブサイトに戻礼品等の画像、商品名、サービス内容、事業者名等を掲載すること。
- (2) 返礼品等の発送に際して、守谷市が認めた商品のカタログ、チラシ等を同封すること。
- (3) 返礼品等の配送料に相当する額を市長に請求すること。ただし、提供した返礼品等の品質等に関する寄附者からの苦情等により再配送する場合は、この限りではない。

(協力事業者の登録申込み)

第5条 協力事業者としての登録を希望する法人等は、守谷市ふるさとづくり寄附返礼品協力事業者登録等申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 返礼品等提案一覧表、返礼品等提案書及び提供を予定する返礼品等が分かるもの
- (2) 事業概要が把握できるパンフレット等
- (3) 守谷市税の滞納がないことを示す書類
- (4) 法令に適合した操業、生産、製造及び販売を行っていることを示す書類
- (5) 誓約書（様式第2号）
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(協力事業者の登録内容の変更)

第6条 協力事業者は、登録内容を変更する場合は、申込書に必要事項を記入し、市長に提出しなければならない。

(協力事業者の登録等の決定)

第7条 市長は、申込書の提出があった場合は、速やかにその内容を現地調査等の方法により確認し、審査した上、登録又は変更（以下「登録等」という。）の可否を決定し、守谷市ふるさとづくり寄附返礼品協力事業者登録等可否決定通知書（様式第3号）により、当該申込者に対し通知するもの

とする。

- 2 市長は、前項の規定に基づく登録を認めた場合は、申込書に併せて提案された返礼品等を守谷市の返礼品等として取り扱うものとする。

(返礼品等の変更等)

第8条 協力事業者は、既に提供している返礼品等の内容を変更し、又は提供を取りやめる場合は、守谷市ふるさとづくり寄附返礼品等変更等申込書（様式第4号）を、返礼品等の追加提案をしようとする場合は、守谷市ふるさとづくり寄附返礼品等追加申込書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(返礼品等の変更等の決定)

第9条 市長は、前条に規定する申込みがあった場合は、速やかに変更若しくは取りやめ又は追加提案（以下「変更等」という。）の内容を現地調査等の方法により確認し、審査した上、変更等の可否を決定し、守谷市ふるさとづくり寄附返礼品等変更等可否決定通知書（様式第6号）により、当該申込者に対し通知するものとする。

(返礼品等の取扱いの中止)

第10条 市長は、協力事業者が提供する返礼品等が第3条の要件を満たさなくなった場合には、当該返礼品等の取扱いを中止し、守谷市ふるさとづくり寄附返礼品等取扱中止通知書（様式第7号）により、当該協力事業者に通知するものとする。

(協力事業者の登録の抹消届出)

第11条 協力事業者は、協力事業者の登録の抹消を希望する場合は、抹消希望日の14日前までに、守谷市ふるさとづくり寄附返礼品協力事業者登録抹消届出書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(協力事業者の登録の抹消)

第12条 市長は、協力事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、協力事業者の登録を抹消することができる。

- (1) 前条の規定により、守谷市ふるさとづくり寄附返礼品協力事業者登録抹消届出書を提出したとき。
- (2) 第2条の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 第10条の規定により提供する返礼品等のすべての取扱いが中止されたとき。
- (4) 第13条に掲げる事項を遵守しなかったとき。
- (5) 守谷市、寄附者、その他守谷市ふるさとづくり寄附に関係する者に対し、損害を及ぼすおそれがあるとき。

- 2 市長は、前項の規定により、協力事業者の登録を抹消したときは、守谷市ふるさとづくり寄附返礼品協力事業者登録抹消通知書（様式第9号）に

より、当該法人等に通知するものとする。

（協力事業者の責務）

第13条 協力事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）守谷市の魅力発信に積極的に努めること。
- （2）寄附者の個人情報の取扱いについて、守谷市個人情報保護条例（平成13年守谷町条例第34号）及び関係法令を遵守すること。
- （3）協力事業者が提供した返礼品等の品質等に関する寄附者からの苦情等については、市の責めに帰すべき場合を除き一切の責任を負うこと。
- （4）前号の苦情等については守谷市及び守谷市からふるさとづくり寄附返礼品取扱業務を委託された事業者へ報告すること。

（協議）

第14条 この告示に定めのない事項については、市と協力事業者が協議し、決定するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（既存の協力事業者に対する適用）

2 この告示の施行の際、現に協力事業者として登録されている者は、改正後の守谷市ふるさとづくり寄附返礼品協力事業者の登録等に関する要綱第5条第5号に規定する誓約書を、速やかに市長に提出しなければならない。

様式第 1 号（第 5 条，第 6 条関係）

年 月 日

守谷市長 宛て

守谷市ふるさとづくり寄附返礼品協力事業者登録等申込書

守谷市ふるさとづくり寄附返礼品協力事業者の登録等を希望しますので，
関係書類※¹を添えて申込書を提出します。

申 込 事 業 者	所 在 地： 〒 (フリガナ) 事 業 者 名： (フリガナ) 代表者氏名： 電 話： F A X： メールアドレス： ホームページ：
担 当 者 連 絡 先	※上記の内容と異なる場合にご記入ください。 (フリガナ) 担当者所属・氏名： 電 話： F A X： メールアドレス：
変 更 項 目	※変更の場合は，変更後及び変更前の内容を記載してください。

※ 1 関係書類

守谷市ふるさとづくり寄附返礼品協力事業者の登録等に関する要綱第 5 条に
記載のある書類

別紙 1

返礼品等提案一覧表

No.	返礼品等の名称
1	
2	
3	
4	
5	

※提案に当たっては，返礼品等の内容が確認できるもの（サンプル，イメージ画像等）を併せて提出してください。

別紙 2

返礼品等提案書

(No.)

返 礼 品 等 名 称	(フリガナ)
返 礼 品 等 内 容	
返 礼 品 等 価 格	円 (梱包費，消費税及び地方消費税額を含む。)
返 礼 品 等 の 該 当 要 件	この返礼品等は，総務省告示第5条第 号に準ずる返礼品等であることを確認しています。
該当要件の根拠	
法令適合の根拠	

(注意事項)

- (1) 提案する返礼品等ごとに作成してください。
- (2) 該当要件の根拠欄は，該当する項目についてのみ記載してください。
- (3) 法令適合の根拠欄は，返礼品の出品にあたり必須であり，かつ，取得済みの営業許可等の種類を記載してください。

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

守谷市長 宛て

誓 約 書

住所又は所在地

法人又は団体名

代 表 者 名

守谷市ふるさとづくり寄附返礼品協力事業者の登録等に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づく協力事業者の登録に当たり、下記事項について誓約します。

なお、この誓約に反したこと等により、登録を抹消されるなどの不利益を被ることがあっても、一切の異議を申し立てません。

記

- 1 要綱に基づく提出書類に記載している内容は全て事実と相違ないこと、かつ要綱に規定する全ての条件を満たしていることを誓約します。
- 2 守谷市ふるさとづくり寄附金事業（以下「事業」という。）の実施において、要綱及び市の指示に従います。
- 3 虚偽の申請等により市に著しい損害（総務大臣が指定する「ふるさと納税の対象となる地方団体の指定」の解除等により市が制度から除外されるなどの措置）を与えた場合、市からの損害賠償請求に対し、一切の異議を申し立てません。
- 4 申請した返礼品等が審査の結果、登録されなかった場合又は提供している返礼品等の取扱いが市の判断に基づき中止された場合、一切の異議を申し立てません。

- 5 市が契約するふるさと納税ポータルサイトの返礼品ページ（以下「返礼品ページ」という。）の権利は、市に帰属することに同意します。また、返礼品ページについては、市が必要と認めた場合に内容を変更すること及び掲載を中止することに同意します。
- 6 返礼品等が、総務省告示第5条各号のいずれかに合致している事実を確認するため、産地の確認等に最善を尽くします。事実と相違が発覚した場合は、市からの損害賠償請求に対し、一切の異議を申し立てません。
- 7 返礼品等について、適切に生産、製造、品質管理及び感染症対策等を行うとともに、協力事業者の過失により返礼品等の品質において問題が生じたときは、全ての責任を負います。
- 8 返礼品等として提供する製品又はサービスは、当該製品の製造者（仕入れ先等）又はサービスの実施者に「守谷市ふるさと納税の返礼品等」とすることについて、同意を得ていることを誓約します。
- 9 地場産品基準を満たさなくなった場合又は生産中止等により登録した返礼品等が提供できなくなった場合は、寄附者からの苦情等の対応に責任を持って尽力します。これを怠ったと市が判断した場合には、要綱第13条第3号に抵触するものとして協力事業者の登録を抹消されることに一切の異議を申し立てません。
- 10 市が必要と認めた税目の納付状況を調査することに同意します。
- 11 要綱第2条第2項第6号に規定する各項目（暴力団関連）について、市が確認する場合があることに同意します。
- 12 事業遂行のために取得した個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令を遵守し、返礼品等発送以外の利用に供さないことを誓約します。
- 13 要綱第12条第1項の規定に基づき、協力事業者の登録を抹消された場合、一切の異議を申し立てません。

様式第3号（第7条関係）

第 年 月 日 号

様

守谷市長



守谷市ふるさとづくり寄附返礼品協力事業者登録等可否決定通知書

年 月 日付で提出のあった守谷市ふるさとづくり寄附返礼品協力事業者登録等に係る申込みについては、下記のとおり決定したので通知します。

記

登 録 等 の 可 否	
登録等を行わない 場 合 の 理 由	

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

守谷市長 宛て

守谷市ふるさとづくり寄附返礼品等変更等申込書

（登録事業者）

事業者名

代表者氏名

担当者氏名

電話（ ） FAX（ ）

下記のとおり，返礼品等を（変更・取りやめ）したいので申込書を提出します。

記

返 礼 品 等 名 称	(フリガナ)
変 更 (取りやめ) 内 容	☐ 返礼品等の名称 ☐ 返礼品等の内容 ☐ 返礼品等の価格 ☐ 取りやめ ☐ その他（ ）
変 更 前	
変 更 後	
変 更 (取りやめ) 理 由	
そ の 他	

関係書類

（１）変更前と変更後の返礼品等の画像（外形に変更がある場合）

様式第 5 号（第 8 条関係）

年 月 日

守谷市長 宛て

守谷市ふるさとづくり 寄附返礼品等追加申込書

（登録事業者）

事業者名

代表者氏名

担当者氏名

電話（ ） FAX（ ）

下記のとおり，返礼品等を追加したいので申込書を提出します。

記

別紙返礼品等提案一覧表（様式第 1 号の別紙 1）及び返礼品等提案書（様式第 1 号の別紙 2）のとおり

様式第 6 号（第 9 条関係）

第 年 月 日

様

守谷市長



守谷市ふるさとづくり寄附返礼品等変更等可否決定通知書

年 月 日付で提出のあった守谷市ふるさとづくり寄附返礼品等変更等の申込みについては、下記のとおり決定したので通知します。

記

変 更 等 の 可 否	
変更等を行わない 場 合 の 理 由	

様式第7号（第10条関係）

第 年 月 日
号

様

守谷市長



守谷市ふるさとづくり寄附返礼品等取扱中止通知書

下記のとおり，返礼品等の取扱いを中止したので通知します。

記

返 礼 品 等 の 名 称	
取 扱 中 止 の 理 由	

様式第8号（第11条関係）

年 月 日

守谷市長 宛て

守谷市ふるさとづくり寄附返礼品協力事業者登録抹消届出書

（登録事業者）

事業者名

代表者氏名

担当者氏名

電話（ ） FAX（ ）

下記のとおり協力事業者の登録を抹消したいので届出します。なお、登録の抹消にあたり、以下の2点につき、誓約いたします。

- 1 抹消希望日前に、寄附者から申込みのあった返礼品等の提供において一切の責任を負うこと。
- 2 抹消希望日以後も、返礼品等の品質等に関する保証や、苦情等については、真摯に対応し解決に努めること。

記

抹 消 希 望 日	
抹 消 理 由	

様式第 9 号（第 1 2 条関係）

第 年 月 日 号

様

守谷市長



守谷市ふるさとづくり寄附返礼品協力事業者登録抹消通知書

下記のとおり協力事業者の登録を抹消したので通知します。

記

抹 消 年 月 日	
抹 消 理 由	

入稿シート

ver.20240401

事業者様名：

No.	項目	確認	補足	記入例	1	2	3	4	5
1	産礼品コード		※新報プレス記入欄						
2	ご記入日	必須		2017年1月12日					
3	事業者様名	必須	・WEBに掲載する事業者名をご入力下さい	〇〇〇株式会社					
4	事業者様TEL	必須	・問合せ窓口となる電話番号をご入力下さい	000-0000-0000					
5	産礼品 発送元情報	発送元名称	・商品発送元ご住所、ご連絡先、ご担当者様名をご入力下さい	〇〇〇株式会社					
6		住所		〒000-0000 栃本県〇〇〇〇〇〇〇〇〇					
7		TEL		000-0000-0000					
8		ご担当者様		山田 太郎					
9	商品名	必須	・商品名をご入力下さい ・宝飾品共産礼品の場合は、「共産産礼品」の言葉を商品名の後にご入力ください。	栃本県産 コシヒカリ 5kg					
10	産地	必須	・主原料の原産地をご入力下さい	栃本県産					
11	生産者・製造者・加工元 (住所、会社名)	必須	・生産者、製造者、加工元をご入力下さい	栃本県宇都宮市〇-〇 △△株式会社					
12	内容量	必須	・商品の数量・内容量・サイズ等をご入力ください ・梱包材は含まない容量にてご入力ください	5kg					
13	原材料	必須	・商品原材料をご入力下さい ・商品情報URLや原材料ラベルの写真を貼り付けでも可	鶏肉、たれ（にんにく・生薬・りんご）、食塩、清酒、植物性たん白、砂糖、鶏卵加工品、香辛料、pH調整剤、加工澱粉、トレハロース、グリシン、（原材料の一部に大豆を含む）					
14	アレルギー表記	必須	・下記の中から該当するものがあればご入力下さい ■ 特定原材料5品目 卵・乳・小麦・そば・落花生（ピーナッツ）・えび・かに・くるみ ■ 特定原材料に準ずるもの20品目 さけ（鮭）・さば・あわび・いか・いくら・牛肉・豚肉・鶏肉・ゼラチン・アーモンド・カシューナッツ・大豆・ごま・まつたけ・やまいも・オレングシ・キウイフルーツ・パナナ・もち・りんご	卵、小麦、鶏肉					
15	産礼品等の該当要件	必須	総務省告示第5条のどれに該当するかプルダウンより選択ください ※詳細は市より別紙にて指定がございます。	第3号					
16	該当要件の欄	必須	上記該当要件を示す事項	・守谷市内の〇〇工場で加工している ・守谷市内の事業所で生産している					
17	賞味期限	どちらか	・賞味期限の場合はこちらにご記入下さい ・期間2日以下は取り扱い不可	・2020年4月1日 ・別途商品ラベルに記載 など	賞味期限の場合はこちらに記入				
18	消費期限	必須	・消費期限の場合はこちらにご記入下さい ・期間2日以下は取り扱い不可	・2020年4月1日 ・別途商品ラベルに記載 など	消費期限の場合はこちらに記入	消費期限		消費期限	消費期限
19	指定期日の寄附者さまへの確認 賞味期限、消費期限が5日以下の場合にご入力下さい		・賞味期限、消費期限が5日以下の場合は不在による受取不可を避けるため「期日指定を必須」としております。 期日指定のご対応が可能なかどうかご入力下さい。	可	※選択して下さい※	※選択して下さい※	※選択して下さい※	※選択して下さい※	※選択して下さい※
20	発送温度等	必須	・【常温】 【冷凍】 【冷蔵】 をプルダウンよりご選択下さい	常温	※選択して下さい※	※選択して下さい※	※選択して下さい※	※選択して下さい※	※選択して下さい※
21	保存方法	必須	・保存方法をご入力下さい	常温・多湿・直射日光を避け、涼しい場所に保管してください。					
22	受付開始 受付期間	受付開始	・期間指定商品の場合は必ずご入力ください。 ・指定でない場合は「通年」での入力をお願いします。 (例) ・2020年5月10日：○ ・5月中旬頃：×	2020年4月1日、通年 等					
23		受付終了		2020年4月1日、通年 等					
24	発送開始 発送期間	発送開始	・発送期間に指定がある場合は必ずご入力下さい。 ・指定でない場合は「通年」での入力をお願いします。 (例) ・2020年6月10日 ・2020年6月1日～15日→2020年6月上旬 ・2020年6月16日～月末→2020年6月下旬	2020年4月1日、通年 等					
25		発送終了		2020年4月1日、通年 等					
26	リードタイム	必須	・注文を受けてから発送までの日数をご記入下さい。最短3日となります。	10日					
27	在庫数(月間)	どちらか	・月間在庫数のご指定がある場合をご入力下さい	月間 100	月間の場合はこちらに入力→				
28	在庫数(売り切り)	必須	・数量指定(売り切り)の場合ご記入下さい	売り切り 100	売り切りの場合はこちらに入力	売り切り		売り切り	売り切り
29	寄附額		※自治体様記入欄						
30	商品代金(税込)	必須	・自治体様への提供価格をご記入下さい	3,300円					
29	税率	必須	・税率についてプルダウンよりご選択ください ※チケット等の非課税商品は0%をご選択ください	10%	※選択して下さい※	※選択して下さい※	※選択して下さい※	※選択して下さい※	※選択して下さい※
30	のし対応可否	必須	・のし対応可否についてプルダウンよりご選択下さい	可	※選択して下さい※	※選択して下さい※	※選択して下さい※	※選択して下さい※	※選択して下さい※
33	のしの種類		・のしの対応を可を選択された場合 対応が可能な表書きの種類をご入力下さい	御中元、御禮巻、結婚祝い、出産祝、内祝い					
34	発送サイズ		・産礼品の発送サイズをご記入下さい	80サイズ					
35	配達方法等		※新報プレス記入欄						
36	参考URL		・商品情報のURLがあればご入力下さい	https://〇〇〇〇/〇〇〇					
37	参考URLの画像使用		・上記参考URLに使用している画像の使用可否を「可」「不可」からプルダウンでお選び下さい。	可					
38	産礼品説明 (150文字以上)	必須	・商品のアピールポイント、補足説明をご入力下さい ・商品パンフレットや商品情報URLで代替可 ・画像書きでも可	精米したて！栃本県産コシヒカリ！ 栃本産コシヒカリは、コシヒカリ独特のつよい甘みと艶、さらに粘りがあります。 また栃本のコシヒカリは冷めてもおいしいので、和食料理人などがよく使用されると言われています。					
39	産礼品や自社のアピール	工夫やこだわり	・自分の作っているものにどんなこだわりがあるか、工夫していることなどをご入力下さい	喉が安んじて食べられる「安んぎんお米」を作るために栽培期間や、農薬使用回数にこだわりました。農薬を使用しないので、とにかく虫がつきやすく大変なことも多かったですが、稲が暮えられない1ヶ月の期間にも田に水をはることにしました。					
40	必須ではないですが、寄附者様へのアピール内容あればご記入をお願いします	関わっている人	・お礼品を作っているご自身や協力してくれる家族、スタッフの方々のことをご入力下さい	自分と妻が中心に田を作り、小学生の子どもたちは夏には孫で田植えを手伝ってくれます。精一杯お米を作る。それが〇〇農園です。					
41	・寄付して頂ける可能性が高まりますので、ぜひご記入ください	環境	どんな環境のなかで作られているかをご入力下さい	この地域は水源に近く、栄養豊富な那珂川の水が流れています。 その水の綺麗さや豊かさは正直自慢です。					
42	・事業者さまの姿がイメージできる内容ですと、より望ましいです	時期	・おすめの申込み時期などのお知らせや、事業者様の歴史等をご入力下さい	10月10日頃から12月10日までにはお米のノックアウトを大切にしています。益々でもたくさんお米の産地がみどり、ふんわり、もちもちの甘いお米になるよう改良を続けてきました。農業だったこともあり、何度も田んぼを潰してしまおうかと思いましたが、けれど、秋になってたくさん肥料や田んぼの水の調整など様々なことを勉強し、農家に学んでいただけたお米を作ることができました。この経験や技術を活かして、もち米や玄米の研究をすすめています。					
43	・ページの作り込み等で活用させていただきます	お米の恵に 対する思い	・これからやってみたいことや、品にかける思いなどをご入力下さい	皆さんに納得していただけるようなお米。寄附者の方から「おいしかった！」とメッセージをもらうようになり、とても楽しく「よし！がんばろう！」という気持ちが高まりました。皆様へお米を届けていただけた。ふるさと納税のおかげで耕作地が増え、地元雇用などにも貢献できました。					
44	ふるさと納税でやりたい事や生まれた変化		・自分や自分の周りで、ふるさと納税が始まってから起こった変化などをご入力下さい						
45	その他（注意事項）		・注意事項等ある場合はご入力下さい ・チケットなどの有効期限についてはこちらにご記入ください。	●商品が到着しましたら、保存用の密閉容器に移してください。 ●お米は臭いや湿気を吸いやすい食品です。特に臭いの強い食品・漬物・灯油などのそばに置かないでください。 ●商品到着後は、お早めにお召し上がりください。					
46	画像	必須	・画像に関して「写真データの提供可」「撮影希望」「写真データの提供可および撮影希望」からプルダウンでお選び下さい ・撮影をご希望の場合、サンプルをご提供頂きます ・サンプル代金、送料は事業者様ご負担となります ・サンプルの返送は出来かねますのでご了承下さい ※期間によって撮影にお時間がかかる場合がございます。	可	※選択して下さい※	※選択して下さい※	※選択して下さい※	※選択して下さい※	※選択して下さい※
47	お米の場合はこちらでも入力	名称	・名称を記載下さい (例) 秣米、うるち秣米、もち秣米、玄米 等	秣米					
48		品種	・品種をご入力下さい	コシヒカリ					
49		産年	・産年をご入力下さい	平成27年度					
50		使用割合	・10割または単一原料米とご明記下さい	単一原料米					
51		秣米年月日	・秣米年月日をご入力下さい ・名称が玄米の場合は不要	別途商品ラベルに記載					
52		検査	・お米の検査についてご入力下さい	検査済	※選択して下さい※	※選択して下さい※	※選択して下さい※	※選択して下さい※	※選択して下さい※

【ふるさと納税】事業者登録シート

自治体名 _____ 記入日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

【1】事業者様情報

事業者名 ※請求書記載	会社名				会社名(カナ)					
	代表者名				代表者名(カナ)					
本社住所 ※請求書記載	郵便番号	都道府県	市区町村		番地・建物名					
	電話番号				FAX番号					
ご担当者様	氏名				氏名(カナ)					
	連絡先(携帯電話)				メールアドレス					
営業時間 定休日	営業時間	時 分 ~ 時 分								
	定休日	□月	□火	□水	□木	□金	□土	□日	□祝日	□年中無休

【2】SCM（伝票お届けサービス）利用希望 ※ブルダウンよりお選びください

SCMを

【3】集荷・伝票送り先情報 ※発注の翌日に、伝票をお届けいたします。 **SCM利用の方のみ記入**

集荷先	集荷先名			集荷先名(カナ)
集荷先住所	郵便番号	都道府県	市区町村	番地・建物名
ご担当者様	氏名			氏名(カナ)
	連絡先(携帯電話)			メールアドレス

【4】主要品目 ※各項目プルダウンよりお選びいただけます。 SCM利用の方のみ記入

主要品目		温度帯	
主要サイズ	※代表的な内容でお選びいただきますようお願い致します		

【5】配送会社	SCM利用しない方のみ記入
---------	---------------

配送会社			
------	--	--	--

【6】振込口座

(フリガナ)		(フリガナ)	
銀行名		支店名	
銀行コード		支店コード	
口座番号	※口座番号は右詰めてご記入をお願いいたします。		
口座種別		口座名義 (漢字)	
口座名義人 (半角カナ)			

※銀行にお届けのご名義を、省略せず全てご記入ください。正しいご名義でないと、お振込みができません。

※濁点 (")、半濁点 (°) も1文字としてご記入ください。

※入力可能な文字：アイウエオカククサシセソタチツテナニヌネハヒフヘホヘミムメモヤヨヨリルルワヅ°（）「」/-. ¥0123456789BCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ

売上に基づく支払方法、支払条件は以下の通りとなります。

支 払 方 法	【6】に記載の口座あて振込
支 払 日	月締の翌月末日（休日の場合は翌営業日）

◆お問い合わせ先：株式会社新朝プレス

Mail: furusato-tax@monmiya.co.jp FAX : 028-678-5170

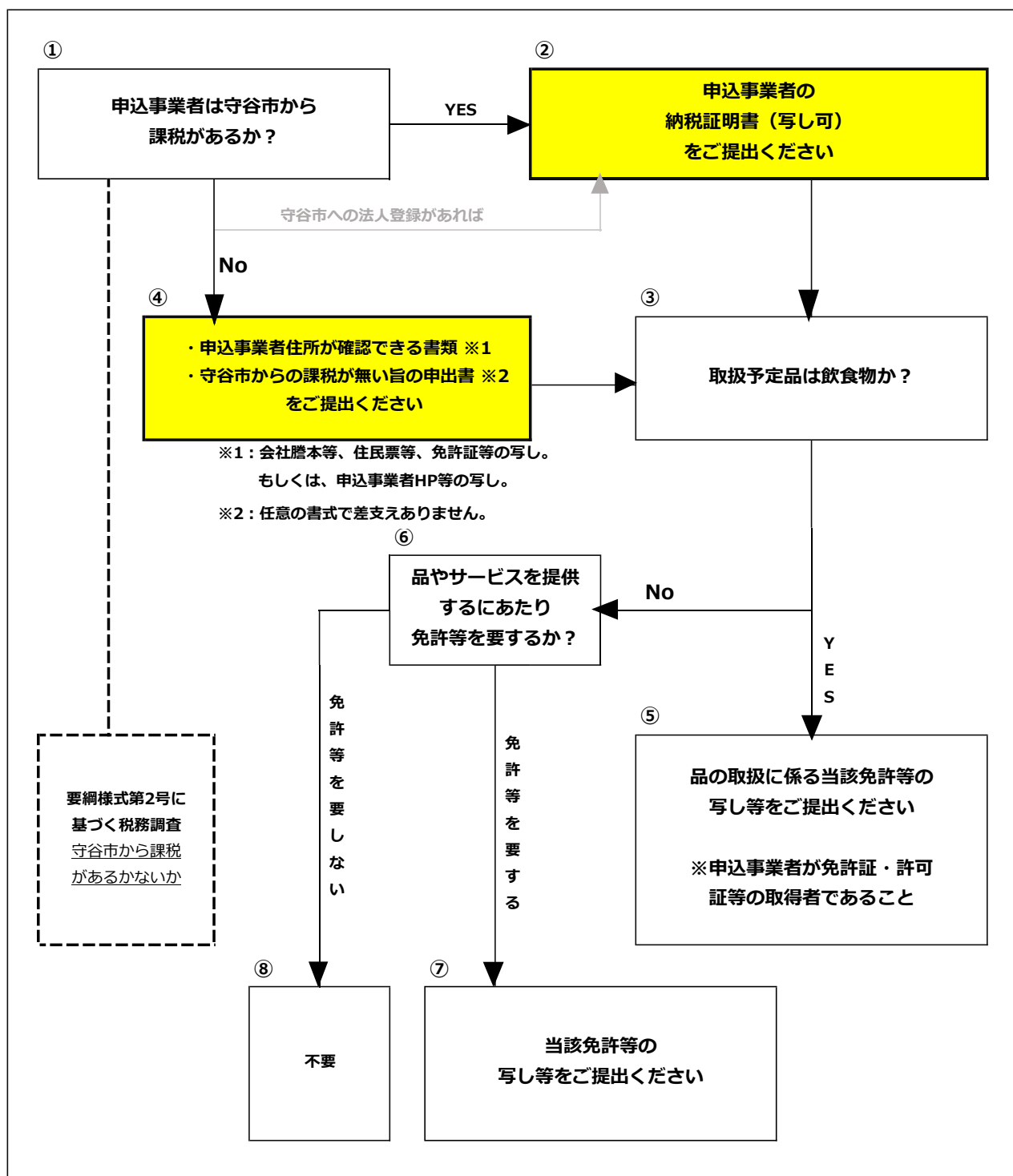
FAX : 028-666-6951

Mail: furusato-tax@monmiya.co.jp FAX : 028-678-5170

◆地場産品基準

平成31年総務省告示第179号第5条	
地方税法第三十七条の二第二項第三号及び第三百十四条の七第二項第三号に規定する総務大臣が定める基準は、 地方団体が提供する返礼品等が、次の各号のいずれかに該当するもの （当該各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものを含む。） であること とする。	
（注：以下、各号説明は総務省告示原本をもとに一部加工しております）	
1号	当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
2号	当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
3号	当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
3号イ（熟成肉）	地場産品基準第3号イに規定する、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産された食肉を原材料として、当該地方団体の区域内において熟成したもの。
3号イ（精米）	地場産品基準第3号イに規定する、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産された玄米を原材料として、当該地方団体の区域内において精白したもの。
3号ロ（企画立案）	当該地方団体において製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程が行なわれており、当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が当該地方団体の区域内で生じている旨の証明がなされたもの
4号	返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
5号	地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
6号	前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
7号	当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
7号の2（宿泊）	当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。
7号の3イ 五万以下（宿泊）	当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの
7号の3ロ 該当地域（宿泊）	当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項に規定する特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村が属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの
7号の4（電気）	当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。
8号イ	市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
8号ロ	都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
8号ハ	都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
9号	震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。
99号	前各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものであること。（告示第5条柱書き）（例：〇〇pay商品券、△△Pay）
セット	前各号のいずれかに該当する返礼品等同士を組み合わせた返礼品であること。 ※地場産品に地場産品以外を附帯させるものについては本類型ではなく6号として整理すること。

【参考】共通返礼品を取り扱う場合の提出物確認フロー



チョイスP a y 登録シート

以下の事業者情報を登録します。

1. 寄附者向け公開情報

店舗名	
住所	〒
電話番号	
業種	
取扱商材	
店舗URL	
営業時間	
定休日	
紹介文 (150文字以内)	

2. チョイスP a y システム登録情報

店舗代表者名	
決済完了メール 受信アドレス	

守谷市記入欄

事業者コード	
事業者パスワード	

店舗コード	
店舗パスワード	

申出書

令和 年 月 日

守谷市長 宛

守谷市ふるさとづくり寄附返礼品協力事業者の登録等に関する要綱第2条第3項第3号について、守谷市より課税がないことから、守谷市への滞納がないことを申し出ます。

事業者名

住所

電話番号

以上